

議案第21号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日、

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決
三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与の特例に関する条例（平成14年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(館長の給与の額の特例) 第2条 <u>平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間</u> （以下「特例期間」という。）における館長の給料月額は、三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例（平成14年三朝町条例第22号。 <u>以下「館長給与条例」という。</u> ）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に <u>100分の10</u> を乗じて得た額を減じた額とする。 <u>ただし、期</u>	(館長の給与の額の特例) 第2条 <u>平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間</u> （以下「特例期間」という。）における館長の給料月額は、三朝町営国民宿舎プランナールみささ館長の給与及び旅費に関する条例（平成14年三朝町条例第22号）第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に <u>100分の35</u> を乗じて得た額を減じた額（以下「算定基礎額」という。）とする。

末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条の規定により定められた額とする。

- 2 特例期間における館長の期末手当の額は、館長給与条例第4条の規定にかかわらず、同条に定める額から当該額に100分の10を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 2 特例期間における館長の期末手当又は退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、算定基礎額とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。